

# 業 務 概 況

令和 3 年度版



国 土 交 通 省  
九州運輸局下関海事事務所

# 目 次

## I 業務の概要

○管内の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

1.山口県の地勢等、2.港湾の概要、3.空港の概要

○運航関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5

1.不開港場寄港及び沿岸輸送特許関係、2.船舶運航事業関係、  
3.内航海運事業関係、4.港湾運送事業関係、5.倉庫事業関係

○船舶関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7

1.造船事業関係、2.船舶登録関係、3.モーターボート競走関係

○船舶検査関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

○船員関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～10

1.船員法の適用状況、2.船員関係事務取扱状況、  
3.船員職業安定業務関係、4.船員労働安全衛生業務関係

○運航労務監理官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11

○外国船舶監督官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

○海事産業次世代人材育成推進事業の概況・・・・・・・・ 12

## II 下関海事事務所の概要

1. 名称・所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

2. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3. 組織及び主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## I 業務の概要

### 管内の概況

#### 1. 山口県の地勢等

- ◆山口県は、本州の最西端に位置し、北東部は広島県及び島根県と隣接し、他の三方は海に面し、瀬戸内海を隔てて愛媛県に、関門海峡を隔てて福岡県に、日本海を隔ててアジア大陸に相對している。
- ◆三方海に面していることから、半島や島が多く海岸線は起伏に富み、その延長は長く、約 1,500km におよび、全国で六番目の長さとなっている。
- ◆下関海事事務所は、山口県の西部に位置しており下関市・宇部市・山陽小野田市・長門市を管轄区域としている。

管轄区域は面積で山口県全体の 24.4%、人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）では 19.0% を占めている。



#### 2. 港湾の概要

##### (1) 下関港

- ◆下関港は、港湾法に基づく国際拠点港湾（特定重要港湾）に指定され、中枢国際港湾の一つに位置づけられている。

加えて、日本海側拠点港湾 19 港のうち総合的拠点港湾 5 港の一つに選定されるなど、北九州港とともに 5 大港の一つである関門港（門司・小倉・八幡・若松・下関）の一部を成している。

- ◆新港地区（長州出島）は、新しい国際物流拠点として平成 21 年 3 月から一部供用しているが、平成 31 年 4 月に「国際旅客船拠点形成港」に指定され、MSC クルーズ社が東アジアの大型クルーズ船の受入拠点としての利用を予定している。令和元年 11 月には「下関港国際クルーズ拠点整備事業」が着工され、クルーズ客船の誘致にも力を入れているところであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降令和 3 年現在、下関港のクルーズ客船寄港実績は 0 隻となっている。

（クルーズ客船寄港実績）

|         | H29 年 | H30 年 | R1 年 | R2 年 | R3 年 |
|---------|-------|-------|------|------|------|
| 下関港     | 57    | 37    | 23   | 0    | 0    |
| うち 長州出島 | 40    | 23    | 18   | 0    | 0    |
| その他     | 17    | 14    | 5    | 0    | 0    |

- ◆下関港に隣接する下関漁港港内に設置されている閘門は水産庁が発表した「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定されるとともに、世界一小さなパナマ運河式閘門としてギネス世界記録に認定され、ギネスブックに登録されている。

## (2) 宇部港

- ◆宇部港は、港湾法に基づく重要港湾であり、港則法に基づく特定港湾でもある。また、徳山下松港と一体で「国際バルク戦略港（石炭部門）」にも選定されている。そのため、港の後背地には、国内最大級の貯炭場の沖の山コールセンター（11区画、広さ：393,712㎡）が位置している。
- ◆港の特徴としては、港内には宇部興産(株)の生産拠点が集中しており、石炭、石灰石関連製品、化学製品、石油関連製品の出入荷拠点である工業港となっている。

## (3) 小野田港

- ◆小野田港は、港湾法に基づく重要港湾である。また、小野田港が位置する山陽小野田市は、昔から続けられた干拓造成地に臨海工業地域を形成し、石炭鉱業、セメント工業を中心に発展してきた工業都市である。
- ◆小野田港は、この臨海工業地域の物流拠点となっており、金属類、鉄鋼、鉱産品等が取り扱われている。

## 3. 空港の概要

管内には、訪日誘客支援空港に認定された山口宇部空港が位置している。これまでチャーター便に限られていた海外からの誘客は、平成28年から冬季ダイヤ期間のみでLCCによる1日1便で週3便（月・水・土曜日）の国際定期航路が開設されていたが、日韓関係の悪化の影響を受けて令和元年度より運休となり、その後も新型コロナウイルス感染症の影響により、運航再開の見通しがたたない状況である。なお、国内線は宇部～羽田間の一路線で1日10便が運航している。

空港の利用実績としては、令和2年度において国際線は0人（利用率で0.0%）、国内線で246,200人（利用率で69.4%）となっている。

## 運航関係業務の概況

監理・運航担当

### 1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許関係

- ◆管内には、関税法に基づく開港場は「下関港」「宇部港」の2港である。
- ◆令和2年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は38件、沿岸輸送の特許件数は60件となっている。
- ◆不開港場寄港特許は、仙崎港及び小野田港に寄港する外国船に対するものが多く、また、寄港する船舶が同一のため平成30年度から包括特許を行っている。
- ◆沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上で使用する空コンテナの輸送となっている。

( 特許処理件数の推移 )

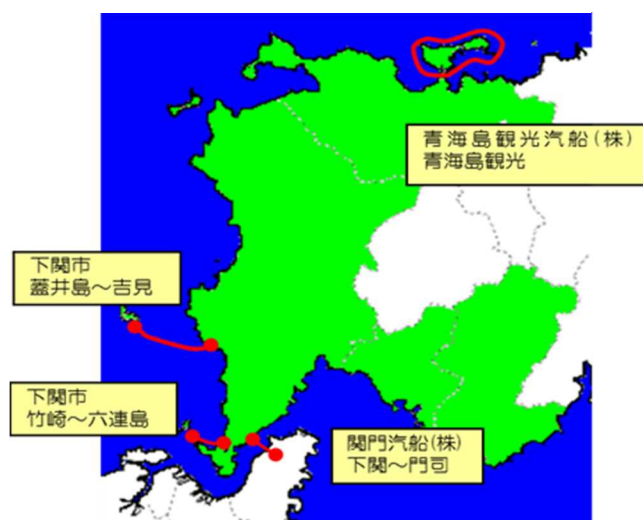
|        | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 不開港場寄港 | 117    | 121    | 58     | 31    | 38    |
| 沿岸輸送   | 69     | 40     | 20     | 26    | 60    |

## 2. 船舶運航事業関係

- ◆管内の船舶運航事業は、令和2年4月1日現在で一般旅客定期航路事業が4事業者5航路（うち、1事業者1航路が休止中）、旅客不定期航路事業が6事業者7航路となっている。また、対外旅客定期航路事業が1事業者1航路、対外貨物定期航路事業者が1事業者1航路となっており、海外との定期航路が就航している点に特徴がある。

- ◆一般旅客定期航路の特色として、本州の下関と九州の門司港を結ぶ関門航路は、平成29年4月に両地域が日本遺産に認定されたのを契機に、これまでの住民利用に加え、観光客の交通手段としても利用されている。また、青海島航路は、風光明媚な青海島を遊覧する観光航路である。下関市の本土と離島を結ぶ2つの離島航路は、民生の安定を図る生活航路（国庫補助航路）となっている。

一般旅客定期航路事業の航路図



( 旅客輸送実績 )

(単位：  
人)

| 区分 \ 年度  | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般旅客定期航路 | 679,697 | 705,340 | 817,941 | 803,307 | 262,414 |
| (うち補助航路) | 44,311  | 41,447  | 43,412  | 43,775  | 16,818  |
| 旅客不定期航路  | 68,849  | 67,321  | 76,296  | 91,432  | 35,454  |

- ◆対外旅客定期航路は、1970年から関釜フェリー(株)が下関港と韓国・釜山港の間でフェリーの隔日運航を開始したが、1983年韓国側法人の釜関フェリー(株)との共同運航により、デイリー運航が可能となり、現在に至っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止及び政府要請による水際対策により、令和2年3月中旬より旅客輸送を行っていない。
- ◆対外貨物定期航路は、下関港と中国・蘇州(太倉)港の間で、蘇州下関フェリー(株)がRORO船を週2便体制で就航しており、平成31年2月には新船を投入し、これまでよりもシャーシーや冷凍コンテナの輸送能力を增強し、温度管理に繊細な貨物にも対応している。

### 3. 内航海運事業関係

- ◆令和2年3月末現在の内航海運登録事業者は、船舶の運航を行う運送事業者が6社、船舶の貸渡しを行う船舶貸渡事業者が29社となっている。

（内航海運事業者数の推移）

| 各年度末現在   |     |     |     |    |    |
|----------|-----|-----|-----|----|----|
| 年度<br>区分 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 運送業      | 7   | 7   | 7   | 7  | 6  |
| 船舶貸渡業    | 32  | 31  | 31  | 29 | 29 |

（内航海運事業者の使用船舶数及び支配船腹量の推移）

|       |         |         |         |         | 各年度末現在  |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度    | H 2 8   | H 2 9   | H 3 0   | R1      | R2      |
| 支配隻数  | 68      | 67      | 68      | 65      | 64      |
| 支配船腹量 | 134,466 | 132,770 | 132,985 | 136,960 | 136,409 |

### 4. 港湾運送事業関係

- ◆管内の港湾運送事業法に基づく指定港は、関門港（下関港）、宇部港、小野田港の3港湾で、令和3年3月末現在で、事業者数15者（18業種）となっている。
- ◆管内における令和2年度の船舶積卸し実績は、11,825万トンとなっており、港別取扱量では、下関港（189万トン）、宇部港（1527万トン）、小野田港（109万トン）となっている。宇部港の取扱量が多いのは、徳山下松港と一体で「国際バルク戦略港（石炭部門）」を形成しているため、輸入及び移出の石炭取扱量が影響している。
- ◆また、品目別取扱量は、下関港では実入りコンテナ（50%）、宇部港では石炭（49.3%）、小野田港では金属くず（31.1%）がそれぞれ首位となっている。

港湾運送事業者

R3年3月末現在

| 業種<br>港 | 事業者数 | 業 種 |      |    |    |     |     |
|---------|------|-----|------|----|----|-----|-----|
|         |      | 一般  | 港湾荷役 |    |    | はしけ | いかだ |
|         |      |     | 一貫   | 船内 | 沿岸 |     |     |
| 下関港     | 5    | 2   | 3    | 0  | 1  | 0   | 0   |
| 宇部港     | 6    | 2   | 4    | 0  | 1  | 0   | 0   |
| 小野田港    | 4    | 0   | 3    | 0  | 1  | 0   | 0   |

### 5. 倉庫事業関係

管内の令和2年度末の事業者数は、普通倉庫40者、冷蔵倉庫14者となっている。

## 5. 倉庫事業関係

管内の令和2年度末の事業者数は、普通倉庫 40 者、冷蔵倉庫 14 者となっている。

庫腹量は、1～3 類倉庫 111 千㎡、冷蔵倉庫 283 千㎡となっている。

### 事業者数及び庫腹量の推移

| 各年度末現在 |         |           | H28     | H29     | H30     | R1      | R2      |
|--------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通倉庫   | 1～3 類倉庫 | 事業者数      | 34      | 31      | 31      | 32      | 32      |
|        |         | 庫腹量 (㎡)   | 114,096 | 101,238 | 101,238 | 109,288 | 110,888 |
|        | 野 積 (㎡) | 事業者数      | 3       | 1       | 1       | 1       | 1       |
|        |         | 庫腹量 (㎡)   | 405,885 | 404,412 | 397,712 | 393,712 | 393,712 |
|        | 貯蔵槽 (㎡) | 事業者数      | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
|        |         | 庫腹量 (㎡)   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
|        | 危険物     | 事業者数      | 6       | 7       | 7       | 7       | 7       |
|        |         | 庫腹量 (㎡/㎡) | 179,684 | 179,304 | 179,304 | 179,304 | 179,304 |
| 冷蔵倉庫   | 事業者数    |           | 13      | 14      | 14      | 14      | 14      |
|        | C 級 (㎡) | 庫腹量 (㎡)   | 19,386  | 19,386  | 19,386  | 19,386  | 19,386  |
|        | F 級 (㎡) | 庫腹量 (㎡)   | 263,937 | 263,937 | 263,937 | 263,937 | 263,937 |

## 船舶関係業務の概況

船舶担当

### 1. 造船事業関係

- ◆造船所では、大型フェリー、油・ケミカルタンカー、貨物船、セメント船、巡視艇、調査船などの新造船を建造するとともに、船舶の修繕についても行っている。

### ( 船舶建造実績の推移 )

(単位：トン)

| 区分  | 船種   | H28 年度 |        | H29 年度 |        | H30 年度 |        | R1 年度 |        | R2 年度 |        |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
|     |      | 隻数     | 総トン数   | 隻数     | 総トン数   | 隻数     | 総トン数   | 隻数    | 総トン数   | 隻数    | 総トン数   |
| 日本船 | 旅客船  | 2      | 25,160 | 2      | 16,078 | 2      | 13,967 | 0     | 0      | 2     | 22,500 |
|     | 貨物船  | 2      | 534    | 4      | 43,710 | 4      | 28,243 | 3     | 775    | 2     | 699    |
|     | 官庁船等 | 4      | 6,966  | 0      | 0      | 1      | 141    | 1     | 6,133  | 3     | 4,200  |
|     | タリカ  | 2      | 10,256 | 2      | 816    | 2      | 671    | 0     | 0      | 1     | 299    |
|     | その他  | 5      | 578    | 3      | 1,392  | 5      | 727    | 4     | 288    | 0     | 0      |
|     | 合計   | 15     | 43,494 | 11     | 61,996 | 14     | 43,749 | 8     | 7,196  | 8     | 27,698 |
| 外国船 | 貨物船  | 0      | 0      | 2      | 19,174 | 4      | 26,377 | 4     | 35,347 | 3     | 29,150 |
|     | タリカ  | 5      | 38,596 | 4      | 26,918 | 1      | 6,267  | 1     | 8,025  | 3     | 20,792 |
|     | 合計   | 5      | 38,596 | 6      | 46,092 | 7      | 54,044 | 6     | 43,437 | 6     | 49,942 |

|    |    |        |    |         |    |        |    |        |    |        |
|----|----|--------|----|---------|----|--------|----|--------|----|--------|
| 合計 | 20 | 82,090 | 17 | 108,088 | 21 | 97,793 | 14 | 50,633 | 14 | 77,640 |
|----|----|--------|----|---------|----|--------|----|--------|----|--------|

## 2. 船舶登録関係

- ◆管内における登録船舶（総トン数20トン以上）の状況は、令和3年12月31日現在、隻数では113隻、総トン数では167,245総トンとなっている。用途別の隻数は、油送船が38隻で最も多く、2番目に特殊船が28隻、以下は一般貨物船が17隻、漁船が10隻、官庁船が8隻となっている。
- ◆また、在籍船の大半（75.4%）は1,000総トン未満となっている。

各年12月末現在

| 年    | H28     | H29     | H30     | R元年     | R2      | R3      |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 隻数   | 126     | 122     | 122     | 119     | 115     | 113     |
| 総トン数 | 175,500 | 166,257 | 161,755 | 215,118 | 167,506 | 167,245 |

※用途別在籍船舶隻数

R3年12月末現在

| 一般貨物船 | 漁船 | フェリー | 油送船 | 官庁船 | 特殊船 | その他 | 合計  |
|-------|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 16    | 10 | 2    | 37  | 8   | 28  | 12  | 113 |

（トン数階層別在籍船舶数）

R3年12月31日現在

| 100未満 | 1,000未満 | 10,000未満 | 10,000以上 |
|-------|---------|----------|----------|
| 30    | 59      | 20       | 4        |

## 3. モーターボート競走関係

- ◆管内には、下関競走場がありモーターボート競走が施行されている。下関競走場の概要と売上額等の推移は以下のとおりである。
- ◆令和2年度の売上高は対前年比で59.7%増、利用者数数は対前年比で14.3%増となっている

（ 下関競走場の概要 ）

R3年 10月 1日現在

| 競走場名     | 施行者名 | 開催日数<br>(R2 年度) | 施行者<br>指定年月日     | 場外発売場                            |
|----------|------|-----------------|------------------|----------------------------------|
| ボートレース下関 | 下関市  | 186 日           | 昭和 29 年 8 月 24 日 | ミニボートピア山口あじす<br>オラレ下関<br>BRT ながと |

（ 下関競走場の売上高及び利用者の推移 ）

| 項目 \ 年度        | H 2 8  | H 2 9  | H 3 0  | R1     | R2      |
|----------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 売上金額（百万円）      | 23,157 | 67,550 | 70,871 | 79,734 | 123,320 |
| 利用者数（千人）       | 6,457  | 14,534 | 16,206 | 17,055 | 19,506  |
| 1 日平均売上金額（百万円） | 137.8  | 363.2  | 393.7  | 445.4  | 663.0   |

※平成 29 年 4 月よりナイトレース開催

## 船舶検査関係業務の概況

検査担当

- ◆海上における人命の安全、船舶の堪航性を確保及び海洋汚染防止のため、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船舶の船体、機関、救命設備、消防設備及び海洋汚染防止設備等について設計・製造段階から廃船に至るまでの間、必要な技術基準に適合していることを造船所等で確認している。
- ◆また、人的要因による海難事故の発生を防止するため、平成 10 年 7 月に ISM（安全管理システム）コードが SOLAS 条約に取り入れられ、更に、海上における危害行為の防止及び保安確保のため、平成 16 年 7 月に ISPS（船舶と港湾施設の保安）コードが同条約に取り入れられ、国際航海船舶に対してこれらの審査を実施しているとともに、これらのコードが適用されていない船舶に対しても任意申請による審査を実施している。
- ◆なお、検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査があり、技術基準に適合していることが確認できたものについては、船舶検査証書及び海洋汚染防止証書等が発給される。

## 船員関係業務の概況

船員担当

### 1. 船員法の適用状況

- ◆令和 2 年 10 月 1 日現在における管内の船員法適用船舶所有者は 72 者、船舶数は 168 隻、船員数は 856 人となっている（予備船員は除く）。

◆また、船員の船種別構成については、汽船船員が67.5%、漁船船員が13.7%、その他の船員が18.8%となっている（その他とは、官庁船、曳船、作業船等をいう）。

（ 船員法適用船舶所有者等の推移 ）

（各年度 10 月 1 日現在）

| 年度<br>区分 |        | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|----------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 汽 船      | 船舶所有者数 | 48  | 48  | 48  | 48  | 46  |
|          | 船舶隻数   | 102 | 102 | 100 | 107 | 105 |
|          | 船員数    | 582 | 560 | 556 | 590 | 578 |
| 漁 船      | 船舶所有者数 | 10  | 10  | 10  | 9   | 8   |
|          | 船舶隻数   | 31  | 28  | 27  | 26  | 23  |
|          | 船員数    | 151 | 147 | 146 | 133 | 117 |
| その他      | 船舶所有者数 | 18  | 16  | 16  | 17  | 18  |
|          | 船舶隻数   | 44  | 36  | 36  | 36  | 40  |
|          | 船員数    | 179 | 159 | 160 | 162 | 161 |
| 計        | 船舶所有者数 | 76  | 74  | 74  | 74  | 72  |
|          | 船舶隻数   | 177 | 166 | 163 | 169 | 168 |
|          | 船員数    | 912 | 866 | 862 | 885 | 856 |

## 2. 船員関係事務取扱状況

### （1）船員法関係事務取扱状況

当事務所で令和2年度に取り扱った主な船員法関係事務件数は下表の通りである。

（ 船員法事務取扱件数の推移 ）

| 年度<br>区分    |        | H25   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 船員手帳        | 新規交付   | 89    | 94    | 80    | 110   | 91    | 67    |
|             | 書換・再交付 | 87    | 115   | 100   | 88    | 65    | 76    |
|             | 訂 正    | 6     | 14    | 15    | 12    | 11    | 11    |
| 雇入契約の成立等の届出 | 雇入     | 1,183 | 1,035 | 926   | 988   | 1,269 | 1,348 |
|             | 雇止     | 1,252 | 1,025 | 930   | 992   | 1,356 | 1,410 |
|             | 変更     | 323   | 308   | 276   | 284   | 316   | 502   |
|             | 更新     | 20    | 23    | 27    | 35    | 22    | 31    |
|             | 計      | 2,778 | 2,391 | 2,159 | 2,299 | 2,963 | 3,291 |
| 航行報告        | 受理     |       | 89    | 95    | 95    | 73    | 76    |
|             | 証明件数   |       | 89    | 95    | 94    | 76    | 76    |
|             | 証明通数   |       | 102   | 99    | 106   | 90    | 81    |

（ 船員法に基づく各種資格認定等の取扱件数 ）

| 年度<br>区分      |    | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|----|-----|-----|-----|----|----|
| 航海当直          | 甲板 | 32  | 24  | 43  | 34 | 37 |
|               | 機関 | 20  | 17  | 23  | 20 | 20 |
| タンカー危険物取扱責任者  |    | 148 | 59  | 49  | 57 | 76 |
| RORO 旅客船の要件確認 |    | 17  | 10  | 53  | 5  | 3  |

（２）海技免状・小型船舶操縦免許証発給等事務取扱状況

（ 海技免状・小型船舶操縦免許証等発給状況の推移 ）

| 年<br>度<br>区分 |    | H25   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規交付         | 大型 | 3     | 21    | 23    | 28    | 49    | 68    |
|              | 小型 | 343   | 373   | 440   | 375   | 425   | 609   |
|              | 計  | 346   | 394   | 463   | 403   | 474   | 677   |
| 更 新          | 大型 | 380   | 296   | 257   | 331   | 317   | 273   |
|              | 小型 | 2,067 | 1,625 | 1,560 | 1,654 | 1,641 | 1,394 |
|              | 計  | 2,447 | 1,921 | 1,817 | 1,985 | 1,958 | 1,667 |
| 再交付          | 大型 | 65    | 59    | 31    | 32    | 47    | 48    |
|              | 小型 | 209   | 190   | 171   | 178   | 205   | 221   |
|              | 計  | 274   | 249   | 202   | 210   | 252   | 269   |
| 訂正           | 大型 | 10    | 16    | 8     | 11    | 10    | 16    |
|              | 小型 |       | 13    | 7     | 4     | 7     | 20    |
|              | 計  |       | 29    | 15    | 15    | 17    | 36    |
| 履歴限定解除       |    | 25    | 122   | 51    | 33    | 45    | 54    |
| 合 計          |    | 3,102 | 2,715 | 2,548 | 2,646 | 2,746 | 2,703 |

３．船員職業安定業務関係

（１）船員求人・求職状況

当事務所における令和２年の求人申込件数は２８２件、求職申込件数は５７件となっている。うち、就職が成立した件数としては１２件となっている。

（ 船員職業紹介実績の推移 ）

| 年<br>区分 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 求人申込数   | 142 | 158 | 239 | 332 | 282 |
| 求職申込数   | 111 | 117 | 82  | 76  | 57  |
| 成立件数    | 18  | 14  | 22  | 24  | 12  |

（ 船員失業保険金支給実績の推移 ）

| 年<br>区分  | H28    | H29   | H30    | R1    | R2    |
|----------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 支給延人数（人） | 86     | 63    | 68     | 34    | 44    |
| 支給金額（千円） | 12,028 | 9,560 | 11,299 | 5,557 | 6,802 |

（注）再就職手当、高齢者求職者給付金は含まず。

（2）船員失業保険金等支給状況

- ◆令和2年における雇用保険の失業等給付の支給延べ件数は、44件で給付金額は6,802千円（対前年比122.4%）となっている。また、受給者延べ人数は44人（対前年比129.4%）となっている。

4. 船員労働安全衛生業務関係

- ◆管内の令和2年度における船員災害疾病発生状況は、3日以上 の休業を要した災害及び疾病について集計したものである。
- ◆実数でみると災害は4人、疾病は12人であった。また、千人率で見ると災害は3.7‰、疾病は11.1‰となっており、災害は前年度を下回っているが、疾病は上回っている。
- ◆千人率とは、船員1,000人当たりの年間発生率を示し、その他とは官庁船、曳船、作業船等をいう。

（ 災害発生状況の推移 ）

各年度10月1日現在

| R1<br>千人率 | H28 |      | H29 |      | H30 |      | R1 |      | R2 |      |
|-----------|-----|------|-----|------|-----|------|----|------|----|------|
|           |     | 千人率  |     | 千人率  |     | 千人率  |    | 千人率  |    | 千人率  |
| 汽船（人）     | 6   | 10.3 | 2   | 3.6  | 3   | 5.4  | 1  | 1.3  | 2  | 2.5  |
| 漁船（人）     | 3   | 19.9 | 3   | 20.4 | 4   | 27.1 | 4  | 29.4 | 2  | 16.7 |
| その他（人）    | 1   | 5.6  | 1   | 6.3  | 0   | 0.0  | 0  | 0.0  | 0  | 0.0  |
| 計         | 10  | 11.0 | 6   | 6.9  | 7   | 8.1  | 5  | 4.6  | 4  | 3.7  |

各年度 10 月 1.日現在

( 疾病発生状況の推移)

| 年度<br>項目 | H28 |      | H29 |      | H30 |      | R1 |      | R2 |      |
|----------|-----|------|-----|------|-----|------|----|------|----|------|
|          |     | 千人率  |     | 千人率  |     | 千人率  |    | 千人率  |    | 千人率  |
| 汽船 (人)   | 8   | 13.7 | 10  | 17.9 | 10  | 18.0 | 9  | 11.6 | 9  | 11.5 |
| 漁船 (人)   | 6   | 39.7 | 2   | 13.6 | 3   | 20.5 | 2  | 14.7 | 3  | 25.0 |
| その他 (人)  | 0   | 0.0  | 0   | 0.0  | 2   | 12.5 | 0  | 0.0  | 0  | 0.0  |
| 計        | 14  | 15.4 | 12  | 13.9 | 15  | 17.4 | 11 | 10.2 | 12 | 11.1 |

## 運航労務監理官業務の概況

### 運航労務監理官

◆ 運航労務監理官は、船舶の航行の安全確保及び船員災害の防止、労働条件の確保を図ることを目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ② 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入業務  
なお、監査業務としては、主に事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

( 船員労務監査実績の推移)

| 年度<br>項目 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 監査船舶数    | 80  | 81  | 63  | 81  | 47  |
| 監査船員数    | 672 | 382 | 285 | 371 | 227 |
| 事業場監査数   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 違反船舶数    | 7   | 1   | 3   | 2   | 4   |
| 違反件数     | 8   | 1   | 3   | 4   | 4   |
| 勧告船舶数    | 4   | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 勧告件数     | 5   | 1   | 0   | 0   | 1   |

(安全マネジメント実績の推移)

| 年度<br>項目 |    | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|----|-----|-----|-----|----|----|
| 本省合同評価   | 旅客 | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  |
|          | 貨物 | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  |
| 地方単独評価   | 旅客 | 0   | 0   | 0   | 1  | 0  |
|          | 貨物 | 0   | 0   | 0   | 2  | 1  |

## 外国船舶監督官業務の概況

### 外国船舶監督官

- ◆外国船舶監督官は、海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、日本に入港する外国籍の船舶に対して、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうかについて立入検査をしています。
- ◆寄港国による監督を「Port State Control:ポートステイトコントロール」(PSC)と言い、PSCの業務は、本来、責任ある旗国の監督の下に関係の条約に適合した状態で運航すべき船舶が、旗国の監督不足により条約不適合の状態にある船(サブスタンダード船)に対して、寄港国の監督により条約に合致した状態にさせることを目的としています。
- ◆なお、当海事事務所には、2名の外国船舶監督官が配置されPSCを実施しています。

(PSC立入検査実績隻数の推移)

(PSC実績隻数の推移)

| 年度<br>項目 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2 |
|----------|-----|-----|-----|-----|----|
| 監督隻数     | 87  | 110 | 112 | 107 | 45 |
| 技術基準適合命令 | 0   | 1   | 0   | 0   | 0  |
| 是正通告     | 1   | 0   | 0   | 0   | 1  |
| 改善命令     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |

## 海事産業次世代人材育成推進事業

- ◆当海事事務所では、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、海事思想普及のため、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成などを目的として、小・中・高校生や教育関係者などを対象に造船施設等の見学会を毎年度開催していたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から見学会は中止となった。

令和3年度においては、山口県立下関工科高校機械科1年生59名に対し、下関市内の海事産業2者に協力頂き、見学会を実施しました。

## Ⅱ 下関海事事務所の概要

### 1. 名称・所在地



九州運輸局下関海事事務所

〒750-0066

山口県下関市東大和町1丁目7番1号

電話 083-266-7151

FAX 083-266-9065

Eメール

qst-shimonoseki-kaiji@gxb.mlit.go.jp

### 2. 沿革

- |          |                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 昭和18年11月 | 運輸通信省が新設され門司海運局下関出張所が設置。                                                 |
| 昭和20年 6月 | 官制改正により九州海運局下関出張所と改称。                                                    |
| 昭和23年12月 | 九州海運局下関出張所に公共船員職業安定所が設置。                                                 |
| 昭和27年 8月 | 船舶安全法、船舶職員法関係業務が海上保安庁から移管される。公共職業安定所の名称が船員職業安定所と改称される九州海運局下関出張所が下関分局となる。 |
| 昭和28年 3月 | 下関分局が下関支局となり、宇部支局仙崎出張所が下関支局仙崎出張所となる。                                     |
| 昭和29年 4月 | 下関支局に船員労務官が配置される。                                                        |
| 昭和39年 6月 | 船員労務官が専任制になる。                                                            |
| 昭和45年 4月 | 仙崎出張所が廃止。                                                                |
| 昭和59年 7月 | 運輸省設置法の改正により九州運輸局下関海運支局に改称。                                              |
| 平成13年 1月 | 中央省庁再編等により、運輸省は国土庁、北海道開発庁及び建設省と統合し「国土交通省」発足。                             |
| 平成14年 7月 | 国土交通省設置法の改正により九州運輸局下関海事事務所に改称。                                           |
| 平成14年10月 | 外国船舶監督官が配置される。                                                           |
| 平成15年 4月 | 宇部海事事務所の廃止に伴い、宇部管内の管轄区域が移管される。次長制が新設される。                                 |
| 平成17年 4月 | 組織改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が配置。                                      |
| 平成18年 7月 | 課制からスタッフ制（運輸企画専門官、海事技術専門官）の配置。                                           |

### 3. 組織及び主な業務

|                  |         |                                       |
|------------------|---------|---------------------------------------|
| 九州運輸局<br>下関海事事務所 | 監理・運航担当 | ● 海事代理士、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫業の指導・監督       |
|                  | 船舶担当    | ● 船舶の登録、造船、船用工業、モーターボート競走の指導・監督       |
|                  | 検査担当    | ● 船舶検査等の申請、検査証書等の交付、廃油処理              |
|                  | 船 員     | ● 海技免状、雇入届、船員職業紹介、失業保険                |
|                  | 運航労務監理官 | ● 旅客船・内航貨物船の運航管理、船員の安全・労働条件の確保、船員災害防止 |
|                  | 船舶検査官   | ● 船舶検査、船舶保安検査                         |
|                  | 船舶測度官   | ● 船舶のトン数測度                            |
|                  | 外国船舶監督官 | ● 外国船舶の監督                             |